

未熟児養育医療について～申請者の皆様へ～

令和4年度

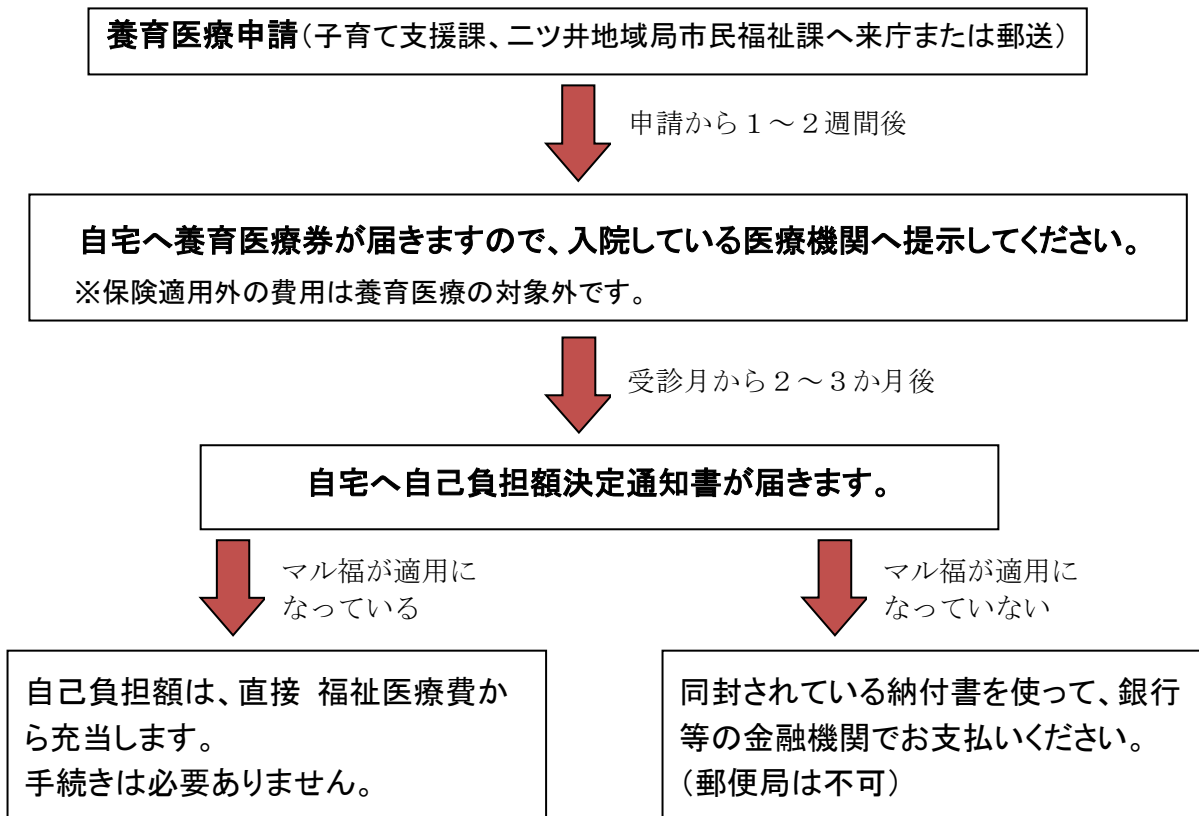
<未熟児養育医療とは>

からだの発育が十分でないまま生まれたため、入院が必要となった1歳未満のお子さんに対して、入院費用の一部を助成する制度です。

<申請について>

- 申請に必要な書類は裏面をご確認ください。
- 申請は出生後3週間以内に行ってください。
- 審査の結果、養育医療の給付が適用になりますと医療券が交付されますので、医療機関に提示してください。なお、給付が受けられるのは、指定を受けた医療機関での入院に限ります。
- 医療費自己負担額は、ご家族の所得に応じて1か月あたりの自己負担上限額を決定します。
- 窓口へお越しの際には、世帯構成員全員の個人番号(マイナンバー)カードまたは通知カードと、窓口にいらっしゃる方の顔写真付き身元証明書(運転免許証やパスポート等)もご持参ください。
- 郵送による申請の場合は、個人番号(マイナンバー)カードまたは通知カードの写し及び申請者の顔写真付き身元証明書(運転免許証またはパスポート等)の写しを添付してください。

<申請の流れ>



〒016-8501 能代市上町1-3
TEL 0185-89-2948

能代市役所子育て支援課
子育て世代包括支援センターめん choco たらす(新庁舎2階)

<必要書類>

	養育医療給付申請書 （申請者が記入）
	養育医療意見書 （指定養育医療機関の担当医師が記載したもの）
	世帯調書、同意書 （世帯構成と就業状況をみる書類：申請者が記入） 申請者氏名、対象となるお子さんの氏名、世帯構成員名、性別、続柄、生年月日等を記入してください。 裏面：同意書（同意する場合、同意する本人がそれぞれ記入）
	市町村民税課税証明書または市町村民税非課税証明書 （子供以外の世帯全員分） * 18歳未満未就業者以外の世帯構成員（ご両親、祖父母等）全員分が必要です。 * <u>市が情報を閲覧することに同意いただける方は不要</u> です。同意いただける場合は、同意書に記入をお願いします。 * 同意されない方は、無料で取得できますので、事前に子育て支援課で手数料の免除証明を申請してください。 * 生活保護法による被保護世帯（者）の場合は、被保護世帯（者）であることを証明する書類が必要です。
	お子さんの健康保険証の写し * 手続き中の場合、加入予定の（保護者の）健康保険証のコピーでも可
	福祉医療費にかかる委任状 （申請者が記入）
	個人番号（マイナンバー）カードまたは通知カード （窓口での申請時に必要） * 世帯構成員全員分の個人番号（マイナンバー）カードまたは通知カードをご持参ください。 * 郵送の場合は、世帯構成員全員分の個人番号（マイナンバー）カードまたは通知カードの写しを添付してください。
	申請者または窓口来所者の顔写真付き身元証明書 （運転免許証、パスポート等） * 窓口に来られる場合は、来所される方の身元証明書をご持参ください。 * 郵送の場合は、申請者の身元証明書のコピーを添付してください。

<福祉医療（マル福）受給者の方>

ご家族の所得に応じた自己負担額は、福祉医療費（マル福）の対象となります。
委任状を提出していただくことで、福祉医療費から直接充当することができます。

